

江東区清掃サポーター会計年度任用職員設置要綱

令和 7 年 1 月 2 1 日

6 江総職第 4 2 5 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、江東区会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和 2 年 3 月江東区規則第 2 号）に基づき、職名を江東区清掃サポーター（以下「清掃サポーター」という。）とする会計年度任用職員の職の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第 2 条 清掃サポーターは、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 江東区清掃サポーター支援員会計年度任用職員設置要綱（令和 7 年 1 月 2 1 日 6 江総職第 4 2 5 7 号）第 1 条に規定する清掃サポーター支援員が指示する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、総務部職員課長（以下「課長」という。）の指示する事項

(任用数)

第 3 条 清掃サポーターは、業務の繁閑、職の臨時性等を勘案し、予算の範囲内で任用する。

(任用)

第 4 条 清掃サポーターは、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、選考の上、区長が任用する。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 東京都が知的障害者に発行する手帳（東京都愛の手帳交付要綱（昭和 4 2 年 3 月 2 0 日 4 2 民児精発第 5 8 号）に規定する愛の手帳をいう。）若しくは道府県が知的障害者に発行する療育手帳（療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生省発児第 1 5 6 号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳をいう。）の交付を受けている者又は知的障害者であると判定されている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3

号) 第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

- 2 任用に当たっての選考の方法は、経歴評定、面接評定及び実地試験によることとする。ただし、公募によらない再度任用に当たっての選考の方法は、人事評価によるものとする。

(任期)

第5条 清掃サポーターの任用及び任期の更新に当たり、課長は、当該会計年度任用職員の職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとする。

- 2 任命権者は、清掃サポーターの勤務実績が良好な場合には、その任期を更新することができる。

(分限)

第6条 清掃サポーターに対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び江東区職員の分限に関する条例（昭和30年4月江東区条例第4号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

第7条 清掃サポーターに対する懲戒処分は、地方公務員法及び江東区職員の懲戒に関する条例（昭和30年4月江東区条例第5号）の定めるところによる。

(服務)

第8条 清掃サポーターの服務は、江東区職員服務規程（令和2年3月江東区訓令甲第1号）の定めるところによる。

(勤務時間等)

第9条 清掃サポーターの勤務日数は1週間について4日とし、勤務日の割り振りは課長が別に定める。

- 2 勤務時間は、1日について5時間とし、勤務時間の割り振りは課長が別に定める。
- 3 休憩時間は、1日について1時間とし、休憩時間の割り振りは課長が別に定める。
- 4 課長は、翌月の勤務日及び勤務時間を前月末までに定めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、清掃サポーターの勤務時間等に関することは、

江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和２年３月江東区規則第３号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

（休暇等）

第１０条 清掃サポーターの休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

（職務に専念する義務の免除）

第１１条 清掃サポーターにおける職務に専念する義務の免除は、江東区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和３０年４月江東区条例第６号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和５３年特別区人事委員会規則第１４号）等の定めるところによる。

（給与及び費用弁償）

第１２条 清掃サポーターの給与及び費用弁償は、江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年１０月江東区条例第２９号）及び江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和２年３月江東区規則第４号）の定めるところによる。

（公務災害補償等）

第１３条 清掃サポーターに対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４３年４月特別区人事・厚生事務組合条例第８号）及び労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の定めるところによる。

（社会保険等）

第１４条 清掃サポーターに対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）、健康保険法（大正１１年法律第７０号）、介護保険法（平成９年法律第１２３号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）の定めるところによる。

（研修）

第１５条 清掃サポーターに対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得する

ための研修を実施する。

（健康診断）

第 16 条 清掃サポーターの健康診断については、第 14 条の社会保険等に加
入する者に対し実施するものとする。

（被服）

第 17 条 清掃サポーターの職務遂行上必要な被服については、職務実態に応
じて措置する。

（人事評価）

第 18 条 清掃サポーターの人事評価については、江東区職員人事評価規程
（平成 14 年 4 月江東区訓令甲第 19 号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。